

2023年3月8日

研究プラットフォーム運用開発部門 (MarE3)  
安全・品質管理グループ

## 新型コロナウイルスの拡散に伴う MarE3 における船舶訪船基準 (改6)

研究プラットフォーム運用開発部門 (MarE3) は、新型コロナウイルスの船内における感染拡大を可能な限り阻止するため、2023年2月1日付で「新型コロナウイルスの拡散に伴う MarE3 における船舶訪船基準 (改5)」を策定している。本文書は厚生労働省の2023年3月13日以降のマスク着用方針に基づき改訂したもので (別紙参照)、この2023年2月1日付文書に替えて、2023年3月13日以降の機構船舶への訪船時に適用する。

### ■本文書における「訪船者」の定義

- 訪船者とは機構船舶を訪問し、船上において艀装・修繕・積込み等の業務を日帰りで行う者とする (注1)。
- 艀装・修繕・積込み等のため曝露部のみに立ち入る者については、船員等と接触がない場合、ここでいう訪船者とは別の扱いとする (注1)。
- 視察・見学等、上記以外を目的とした訪船については、別途定める最新の「新型コロナウイルスの感染拡大に伴う JAMSTEC 船舶及び潜水調査船整備場等の見学について」を適用する。

### 【訪船7日前までに実施すべき事】

- 訪船地周辺地域の最新の感染状況把握に努め、とりうる感染防止策を検討する。

### 【訪船14日前から訪船日まで実施すべき事】

- 指定された様式の健康記録簿に毎朝の検温結果や体調異常等を記録するとともに、指定された様式の行動備忘録に各自の行動を記録する (注2)。
- 自宅・宿泊先等での滞在及び移動に際し、厚生労働省より注意喚起されている状況に応じて、産業医の意見も踏まえた以下の感染防止対策をとり、自己管理を徹底する。
  - 飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話といった感染が起きやすい場면을回避し、狭い空間での共同生活や居場所の切り替わりを極力避ける。
  - 3密 (密閉・密集・密接) や混雑、大声を出すような場面などの感染リスクが高い環境を回避する。

参考) 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の“いま”に関する11の知識」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000927280.pdf>

- 以下に示す症状がみられた場合、とりまとめ担当者 (下段に記載) を通じて MarE3 運用部船舶運用グループへ速やかに報告・相談する (注3)。
  - 息苦しさ (呼吸困難)、強いだるさ (倦怠感)、高熱 (37.5℃以上) 等の症状のいずれかがあつ

た場合（新型コロナワクチン接種に伴うと考えられる発熱の場合も含む）

- ▶ 上記以外で発熱（37.5℃未満であっても平熱に比べ高い体温）や咳などの比較的軽い風邪の症状が4日以上続いた場合
- ▶ 嗅覚・味覚障害が自覚された場合
- 以下に該当する場合は、とりまとめ担当者を通じて船舶運用グループへ速やかに報告・相談する（注3）。
  - ▶ 当機構が渡航に制約を設けている国・地域（外務省感染症危険レベル2以上相当）へ訪船前14日以内に渡航歴がある場合
  - ▶ 新型コロナウイルス感染が判明した場合
  - ▶ 当機構が渡航に制約を設けている国・地域（外務省感染症危険レベル2以上相当）へ訪船前14日以内に渡航歴がある方と濃厚接触した可能性がある場合
  - ▶ 新型コロナウイルス感染が判明した方と判明前2日以内あるいは判明後7日以内に濃厚接触した可能性がある場合

#### 【訪船3日前から訪船日まで実施すべき事】

- 訪船前72時間以内に訪船前PCR検査用の検体採取を行い、PCR検査を実施する。検査の詳細、検査免除の条件、費用負担等については注4を参照。
- 訪船前日10時までに健康記録簿・行動備忘録及び記名済誓約書（以下「訪船前提出書類」という）をとりまとめ担当者に提出する。

（記名済誓約書は、訪船前の行動について訪船に関する当機構が定める規程類を遵守したことを示すもので様式は別途指定する。注5を参照のこと）
- 同日正午までに首席研究者/主席研究員は集めた訪船前提出書類を船舶運用グループ担当者に提出する。首席研究者/主席研究員以外のとりまとめ担当者は集めた訪船前提出書類を取りまとめ担当者所属機関に提出する。

（PCR検査結果が陰性であっても訪船前提出書類の記載内容によりMarE3あるいは取りまとめ担当者所属機関が訪船に適さないと判断した場合は訪船が許可されない。個人情報の取り扱いについては注6を参照のこと）
- PCR検査の結果、陽性と判定され検査機関から連絡が入った場合は、速やかに各とりまとめ担当者、上長ならびに船舶運用グループへ連絡する（注4）。訪船は控え、検査機関・保健所・運用部等の指示に従う。

（PCR検査結果が陰性との連絡をとりまとめ担当者より受けた後、訪船の許可が下りれば訪船する）

#### 【訪船当日に実施すべき事】

- 本船までの交通手段については、別途船舶運用グループの示す方針に従う。
- 舷門において手指消毒を励行する。
- 必要に応じて、各自が使用するマスク、タオル、消毒液、飲料等を持ち込むこと。
- 健康記録簿及びPCR検査結果が陰性であることを示す書類・画面表示等を、求めに応じて提示できるようにする。
- 船上では感染拡大防止のため他者との濃厚接触を可能な限り減らすこと。

なお、今後の行政機関や機構の方策等に基づき、上記基準を変更することがある。また、上記基準は新たな改訂基準の発行、あるいは適用取りやめの指示が出されるまで有効とする。不明の点があればとりまとめ担当者を通じて事前に MarE3 担当部署に連絡・相談すること。

MarE3 運用部船舶運用グループ連絡先：(e-mail) [mare3-fleetops-kikan@jamstec.go.jp](mailto:mare3-fleetops-kikan@jamstec.go.jp)

\* とりまとめ担当者：

- |                        |   |
|------------------------|---|
| ➤ 首席研究者／主席研究員          | ← 乗船研究者（手配業者を含む）                                |
| ➤ 日本海洋事業担当者            | ← 日本海洋事業関係者（手配業者を含む）                            |
| ➤ マリン・ワーク・ジャパン担当者      | ← マリン・ワーク・ジャパン関係者（手配業者を含む）                      |
| ➤ 日本マントル・クエスト担当者       | ← 日本マントル・クエスト関係者（手配業者を含む）                       |
| ➤ MOL マリン&エンジニアリング 担当者 | ← MOL マリン&エンジニアリング 関係者（手配業者を含む）                 |
| ➤ 船舶運用グループ担当者          | ← JAMSTEC 職員（白鳳丸船員、乗船研究者を除く）、<br>手配業者／代理店、広報関係者 |
| ➤ JAMSTEC 白鳳丸船員担当      | ← 白鳳丸船員（手配業者を含む）                                |

○訪船前 PCR 検査に関する問い合わせは、船舶運用グループまで相談のこと。

MarE3 運用部船舶運用グループ 連絡先：(e-mail) [mare3-fleetops-kikan@jamstec.go.jp](mailto:mare3-fleetops-kikan@jamstec.go.jp)

○ドック期間中の機構船舶訪問に関する問い合わせは、船舶工務グループまで連絡のこと。

MarE3 運用部船舶工務グループ 連絡先：(e-mail) [mare3-fleetme@jamstec.go.jp](mailto:mare3-fleetme@jamstec.go.jp)

以上

## 脚注

(注 1) 以下の注意事項に留意し訪船する。詳細不明時は船舶運用グループに相談すること。

また、ドック期間中の訪船については別途運用部より指示する。当該期間中に機構船舶を訪問する場合は、事前に MarE3 運用部船舶工務グループに連絡のこと。

- 訪船は必要最低日数及び人数で行う。
- 曝露部のみに立ち入る者について船員等と接触がない場合、訪船前 PCR 検査は不要とするが、船内トイレの使用を含め船内への立ち入りは認めない。
- 搭載した探査機への艀装を含む船員との共同作業が必要な場合等、訪船作業の内容によっては PCR 検査を求める場合がある。

(注 2) 健康記録簿に記録すべき体調の異常を示す例は以下の通り。

体調異常の例：発熱、呼吸器症状（咳、咽頭痛）、頭痛、倦怠感等の症状や嗅覚・味覚障害等訪船前の自己管理状況の確認及び陽性判明時の保健所等による行動調査に対応するため、行動備忘録を作成し、訪船前の自己管理状況を記録する。

なお、健康状態観察期間・行動記録期間は訪船日を0日目としてカウントすることとする。  
やむを得ず緊急の訪船が必要であると MarE3 が判断した場合は、訪船 14 日前から検温開始までの発熱の有無等の体調異常について、自己申告を認めることがある。

(注 3) 報告を受け、訪船前 PCR 検査受検の可否を MarE3 運用部が判断する。必要に応じて別途追加 PCR 検査（検査費は各自負担）の受検を求め、その結果を参照する。当該受検者は追加 PCR 検査結果をとりまとめ担当者を通じて船舶運用グループへ原則、訪船前 PCR 検査実施前日正午までに提出する。

ただし、新型コロナウイルスワクチン接種後 3 日以内（接種日を 0 日目として 2 日目まで）に、発熱・悪寒・頭痛のみの症状で咽頭痛、咳、息苦しさ等の風邪の症状に似た症状がみられない場合は、副反応の可能性が高いため追加 PCR 検査は不要とし、訪船前 PCR 検査を受検できることとする。

(注 4) 訪船前 PCR 検査の実施について

- ▶ 訪船前 PCR 検査の具体的な実施場所・実施時期・実施方法・検査免除の条件等の詳細については別途 MarE3 あるいは取りまとめ担当者所属機関より連絡する。
- ▶ 訪船前 PCR 検査は訪船前 72 時間以内に検体採取を行い、検体を郵送する。検査結果に対して、陰性証明や医師による診断は必要としない。
- ▶ やむをえず複数日にわたって訪船する場合は、最初の訪船日を 0 日目とし最大 4 日目までの間、訪船を許可する。最初の訪船から最後の訪船までの間、感染防止のため自己管理を実施し、可能であれば訪船地のホテル等に宿泊する。詳細不明時は船舶運用グループに相談すること。
- ▶ 別途乗船前 PCR 検査を受検している場合、乗船前 PCR 検査を以て訪船前 PCR 検査に替えることができるので、事前に船舶運用グループに確認すること。
- ▶ 訪船前 PCR 検査結果が陽性の場合、速やかに各とりまとめ担当者、上長ならびに船舶運用グループへ伝達する。なお、訪船前 1 ヶ月以内に新型コロナウイルスに感染し、その療養が終了していた場合は、訪船前 PCR 検査で陽性となっても、別途医師による診断を伴う PCR 検査（検査費用は各自負担）を受検して他者への感染可能性なしとの診断があれば、原則訪船が許可される。ただし、訪船前 PCR 検査で陽性となり、保健所・医療機関から自宅療養等の指示があればそれに従うこと。
- ▶ 訪船前 PCR 検査が必須となる訪船者の検査費用については、原則機構負担とする（負担内容及び費用精算方法については別途 MarE3 より連絡）。
- ▶ 空港検疫所等で行われる検査結果の取扱いについては、国の指針等を参考に MarE3 が判断する。

(注 5) 氏名欄への記名は自署（手書きによる記名）でなくても可とする

(注 6) 訪船のために取得した個人情報の取り扱いについては、円滑な研究航海実施を目的とし、MarE3 及びとりまとめ担当者所属機関の担当者の範囲内に限り利用するよう、十分配慮する。

厚生労働省 HP 「令和5年3月13日以降のマスク着用の考え方について」より

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html)

---

## 令和5年3月13日以降のマスク着用の考え方について

<お知らせ> 令和5年3月13日以降、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることになります。本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします。

<着用が効果的な場面>

○高齢者など重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、下記の場面では、**マスクの着用を推奨**します。

- ・医療機関を受診する時
- ・高齢者など重症化リスクの高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設などへ訪問する時
- ・通勤ラッシュ時など、混雑した電車やバス（\*）に乗車する時（当面の取扱）

（\*）概ね全員の着席が可能であるもの（新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等）を除く。

そのほか、

○新型コロナウイルス感染症の流行期に重症化リスクの高い方が混雑した場所に行く時については、感染から自身を守るための対策として**マスクの着用が効果的**です。

<症状がある場合など>

症状がある方、新型コロナウイルス感染症の検査で陽性となった方、同居する家族に陽性となった方がいる方は、周囲の方に感染を広げないために、外出を控えてください。通院などでやむを得ず外出する時には、人混みは避け、マスクの着用をお願いします。

<医療機関や高齢者施設などの対応>

○高齢者など重症化リスクの高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設などの従事者の方は、勤務中のマスクの着用を推奨しています。

※マスクの着用は個人の判断に委ねられるものではありませんが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容されます。